

現在、就学援助費を受給されている保護者の方へのお知らせです

令和7年5月

保護者各位

深谷市教育委員会

就学援助費の継続申請について

現在就学援助費を受給されている方の認定期間は、令和7年6月30日（月）までとなっています。
7月以降も引き続き就学援助費の受給を希望される場合は、下記のとおり手続きをしてください。

記

1 申請手続

(1) 申請方法

次のア又はイのいずれかの方法で申請をすることができます。

ア オンライン申請

右側のQRコードを読み込み、申請をしてください。

※パソコンからの申請を希望のかたは、Webにて「深谷市 就学援助」を検索していただき、ホームページから申請することができます。

イ 申請書を学校へ提出

同一学校内に兄弟姉妹がいる場合は、1枚の申請書で申請できますが、小中学校に分かれて兄弟姉妹がいる場合には、申請書を分けて学校ごとに提出してください。

※申請書は、学校又は教育総務課で配付しています。

オンライン申請用QRコード



注意：市のDV等支援措置を受けている方につきましては、申請書での申請をお願いします。

(2) 必要書類

次のア及びイの書類が必要です。

ア 就学援助費受給申請書（オンライン申請の際は必要ありません。）

イ その他の必要書類（次の（ア）又は（イ）に該当する方のみ）

（ア） 児童扶養手当を受給している方

児童扶養手当証書の写し

（イ） 令和7年1月2日以降に深谷市へ転入した方

前の住所地で発行する令和7年度市県民税課税証明書（所得額、控除額のわかるもの）

※ 令和7年1月1日時点で深谷市に住民登録がある方は、個人情報の閲覧に関する同意をしていただくことで市県民税課税証明書の提出は必要ありません。

2 申請期限

(1) オンライン申請

令和7年6月15日（日）まで

(2) 学校へ申請

令和7年6月 6日（金）まで

3 審査結果の通知

結果（認定・不認定）の通知は、次の（1）又は（2）のいずれかの方法で行います。

(1) オンライン申請

メールでの通知

(2) 紙での申請

郵送での通知

問合せ先

市内小中学校 又は

教育総務課学校事務係（☎574-5811）